

○藤村委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。田村憲久君。

○田村(憲)委員 大臣、参議院の本会議ということでございまして、御答弁に行かれたということで、お疲れさまでございました。中断をいたしましたけれども、私、きょうは四十分お時間をいただいて、御質問をさせていただきたいというふうに思います。

児童扶養手当法の一部を改正する法律案ということでございますが、まず、なかなかこの児童扶養手当、父親にはこれが渡らないということがずっと続いてきたわけでありまして、今回、御英断といたしますか、思い切りよく父親にも児童扶養手当が配られるようになるということでございまして、今までの考え方、厚生労働省の考え方とは若干変わったのかなというふうに認識をさせていただいておりますが、こういうふうに父親に支給されるようになった経緯、どういう理由で、どういう社会的環境、もしくはそうじゃないのかもわかりませんけれども、変化によりまして、こうやって父親にまで配られるように今回されるのか、この点をお聞かせいただきたいと思います。

○山井大臣政務官 田村委員にお答え申し上げます。

田村委員は、今までからこのような子供の問題に先頭に立って取り組んでこられて、敬意を表する次第でございます。

今、今まで支給されていなかった父子家庭になぜ新たに支給するというにしましたのか、厚生労働省の今までの見解と違うではないかということですが、一つは、前回の審議でも議論になりましたように、平成十五年までは父子家庭の困っていることの内訳のトップが家事、三四・六%でありましたが、平成十八年にはトップが四〇%で家計の、経済的な理由で困っているというのがトップになりまして、家事の二七・四%を大きく抜いて逆転をした。逆に、母子家庭の方は、昭和六十三年以降、ずっと家計、経済的なことが困っているということがありました。

つまり、最近のお父さんの非正規雇用の増加、またお子さんとともに仕事する中で、転勤ができない、残業ができないということで、またお父さんが失業をされてしまうということ、そういうふうな経済的な不安定というものがますます最近ふえてきております。そのようなお父さんの経済状況の変化というものが一つございます。

それとともに、きょうも傍聴にもお越しをいただいておりますが、父子家庭の全国団体も結成されまして、そういう中で、本当に今までなかなか私たちも認識することができなかった、父子家庭というのは母子家庭に比べて恵まれているんじゃないかというような、そういう認識を私たちは持っていたわけですが、改めて生の声を聞いてみると非常に切実であるということを感じたということ。さらに、平成二十一年には、全国市長会に加えて、全国町村会からも父子家庭への児童扶養手当の支給の要望が出された。

そういうふうなことを総合的に判断して、やはり時代の変化、父子家庭の経済状況がますます深刻化してきた、そういう中で、厚生労働省としても考え方を少し変えさせていただいた次第でございます。

○田村(憲)委員 アンケートをとると、家計が今一番困る理由に入ってきたということでございました。私もそうなのかなと思って、きのう来られた担当の方に、父子家庭のお父さんの所得がやはりここ数年減っているんですかねんという話を聞いたんですが、どうもそういう資料はないという話でございましたが、これだけ景気が悪いですから、多分そういうこともあるんだろうなというふうに思います。

私は、もとより、これをお父様に配るのは賛成でございますので、この問題に対して不満を申し上げるつもりもございませんし、そもそも、この法律を読み返してみますと、目的が、父と生計を同じくしない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与する、そういうためだということが書いてありますよね、そういう趣旨のことが。

これは裏返してみますと、私もよくよく考えて気づいたんですが、お母さんはもらえます、母子家庭。父親はもらえません、今までですよ。でも、例えば、おじさんがひとり身で子供を面倒見る。この場合は、父と生計を同じ

くしないでありますから、おじさんだともらえるんですね。ですから、稼得能力というか、所得がどうのこうのという話ではないんですよ。父親だけが除外されていたという摩訶不思議な制度になっておったわけでありまして。

そういう意味では、今回、これを直していただくというのは、本当を言うと我々が直さなきゃいけなかったんでしょけれども、当時いろいろな抵抗があって、なかなか直らなかつたんですね、正直言って。そういう意味では、政治主導といって民主党さんが頑張られたということに関して、ここは私は素直に、よく頑張っていたなというふうに思います。そのように思っております。

ですから、この法案、いろいろと波及した部分で質問するところもあるんですが、とりあえず私は賛成でございますので、これ以上この法案に対して質問をするつもりはございませんが、しかし、関連したいろいろな問題もございまして。党としてどうなるかわかりませんよ、私個人的にはそういう思いだということを表示させていただいたわけございまして、後で怒られますからね。

実は、話はわかりますけれども、五月の十三日に一つの裁判の判決が出ました。高額療養費不支給決定処分取り消し請求事件というものでございまして、これは山井政務官、非常に注目をされた裁判だというふうに思うんですけれども、判決内容を御存じでしょうか。

○山井大臣政務官 田村委員にお答えを申し上げます。

去る五月十三日に生体肝移植の保険適用に関する裁判について、被告である健康保険組合が勝訴した判決が出たということは承知しております。

○田村（憲）委員 そうですね。健保組合が勝訴された事件であります。

これはどういう案件かというのと、実はきょう、傍聴席にもお越しになられておられるんですけれども、森上さん、奥様の悦子様が、生体部分肝移植の手術を受けられたんですね。これはC型肝炎で、肝臓が大変な状況であって、そして生体部分肝移植を受けたわけでありまして、当時は、これは保険適用であろうというつもりで受けたんです。病院もそういうつもりでやった。ところが、その後、これが基金の審査会で保険適用が認められないということになりまして、これは社会保険審査請求ということで、いや、これはおかしいじゃないかと、こういう案件。

といいますのは、当時どういうことが適用の条件として書いてあったかというのと、例えば、がんの大きさが一個ならばどれぐらいだ、三個ならばどれぐらいだというミラノ基準という基準がありまして、それに適合すれば保険適用、それだけしか書いていなかったわけです。ところが、これは再発がんだったんですね、森上さんは。そこで、再発がんは適用にならぬよと。いや、書いていないんですが、それが常識ですよという、何の常識かわからないんですけれども、そういう審査側の判断で保険適用が認められなくなっちゃったということでありまして、審査請求してもだめ、再審査請求してもだめということで、仕方がなく平成二十年一月二十九日に裁判を起こされたんです、森上さんが。こういう案件です。

これをなぜ山井政務官にお聞きするかといいますと、思い入れがあらわれる案件だと思えますよ。率直に、この裁判でこのような判決が出たことに対して、つまり、原告側が一審で負けて、そして被告側の健保組合が勝った、この判決にどのような感想をお持ちですか。

○山井大臣政務官 田村委員にお答えを申し上げます。

私も、以前この問題について国会で、ひどいじゃないかと。要は明記をされていなかったわけだから、普通に考えたら、明記がされていないということは再発がんの生体肝移植でも保険が適用されると理解するのは自然なんじゃないかということで、国会で質問をさせていただきまして、その当時も、きょうもお越しになっておりますが、森上さん御一家、本当に非常につらい思いを長年されてこられまして、そのお話をお聞きしながら、私も逆の立場にある意味でなりますが、質問をさせていただいたわけでありまして。

今、田村委員からの御質問は、今回の判決の感想はということですが、まことに恐縮ですが、個別の裁判に関しては私自身余りコメントを、政務官という立場で言うのは適切でないと思っておりますので差し控えさせていただきますが、当時の質問したときの気持ちは、そういう気持ちで質問をさせていただきました。

○田村（憲）委員 コメントを差し控えられるという話ですけども、多分、心中をお察しすると、やはりこの判決はおかしいというふうに思っておられるんだ、私はそう信じたいというふうに思います。

それで、これは、都合のいいことにと言ったら変な話なんですけれども、被告は国じゃないんですよ、これは健保組合なんです。

今回の裁判によって何が認められたかという、国が示していた、この保険にどこが適用するか、どういうものが保険に適用するかという方針といいますか基準が、この裁判で認められたというか支持されたということですよ。

しかし、被告は国じゃないんですよ、健保組合なんです。健保組合が、国が決めた基準にのっとって保険適用するかどうかを判断して、保険適用できないだろうということで、これはだめですよと言った案件の裁判ですからね。ですから、国が被告じゃないんですよ。

ということは、先ほど私、政治主導で児童扶養手当をお父さんがもらえるようになった、これは我々にはできなかったことですから、政権交代していいこともあるわけですよ、悪いこともありますけれども。そういう意味では、これは思い切ってやっていただいたらできたんですよ。官の壁を破ったんだと思いますよ、私は。

ならば、この案件こそあなたが、私は当時の議事録をここに持っています。何回かこの問題をあなたがここで質問された。政務官、そうですね。二〇〇六年十二月一日のものを持っていますよ。ここで、こんなのはおかしいじゃないかと言われていましたよね。何とかしてくれと大臣に訴えられた。まさに今政治主導で、国は被告じゃないんだから、国がこれは保険適用しますという解釈をしてくれれば、これは多分、健保組合も苦しなくて済むんですよ。

健保組合も、これを保険適用を外すというのは忍びないというふうに思っておられると思いますよ。だけれども、国からそういうことを示されているから、これに対してノーとは言えませんから、従わなきゃなりませんから、だからやられている部分もあると思うので、山井さん、どうですか、これは改めて見直していただいて、保険適用ができるように、国として過去にさかのぼって基準を変えていただくというわけにいきませんか。

○山井大臣政務官 田村委員にお答えを申し上げます。

本当に、森上さん御一家におかれましては、肝臓がんになり、そしてまた御家族の肝臓を移植するという、一番壮絶と言っていいような状況に直面され、私も、移植をされた後の息子さんの手術をした跡も直接拝見をさせていただきまして、また、その後こういう訴訟を闘われるというのは大変な御心労も重なっているのではないかとこのように思っております。ですから、田村委員のおっしゃる意味もよくよくわかります。

そして、その事実関係を申し上げますと、柚木議員と私が厚生労働委員会でこの問題を平成十八年に取り上げさせていただいた。そして、平成十七年六月にこの生体肝移植、森上さんのケースが行われたということで、国会で議論になった翌年、平成十九年の五月に肝移植関連学会の討議が行われまして、厚生労働省に、田村委員御指摘の、再発がんでも保険適用ができるようにという趣旨の要望書が出されて、平成十九年の六月からは保険適用になったんですね。

しかし問題は、過去のものなんですよ。平成十七年のものに関しては、残念ながら、当時の柚木議員の質問に対しまして答弁があったのは、「生体部分肝移植の保険適用の基準は、治療開始前の状態により判断することを大前提」ということで、再発がんということが明記はされていないけれども、それを想定していなかったというような趣旨であったわけです。それが平成十八年の答弁。それから三年がたったわけでありまして。

なかなかこれは、過去にさかのぼって保険適用するというのは大きな問題でありまして、私も田村委員と同じ思いで当時国会で質問をさせていただきましたが、当時の答弁で、逆の立場で私や柚木議員が受けました、治療開始前の状態により判断することを大前提としていたという当時の厚生労働省の判断というものは、まことに申しわけありませんが、過去に遡及して保険適用するというのは、ほかにもこういうケースがあるじゃないかということも拡大しかねないこともありまして、なかなか困難であるというのが現状でございます。

○田村（憲）委員 想定していなかったと今言われました。

当時は立場が逆だったので、我々も余り言えない話で、反省する部分もあるんですが、想定していなかったから、その後考えた上で、平成十九年六月にこれを保険適用された。

ところが、この森上さんの件は平成十七年ですよ。だから、言うなれば、保険がまだ適用されていなかった、想定していなかったんだからという話なんです、それは、想定していなかったものをそのときに保険適用とし

ていただければよかった話で、想定していなかったから十九年に入れられるようにしましたよという話になれば、後出しじゃんけんで入れたから、それまでのものは、想定していなかったものは全部黒ねという話、十九年に保険適用したことによって白黒つけちゃったという話になるんですよ、今の話だと。そういうことでしょう、今政務官がおっしゃったのは。それは余りにひど過ぎるんじゃないですか。

想定していなかったことだから、だからそれは保険適用する、しかし、十九年、明確にそれを明示するためにちゃんと書いたというんなら、それは我々も納得しますよ。何か逆の話ですよ。それまでのものをだめにするために十九年から保険適用しましたよと聞こえちゃうんですよ。

それで、政務官も気持ちは一緒のはずなんですよ。だから、これはだめだと言わずに検討してください。まず検討からでいいですよ。検討するところで言ってくださいよ。

○山井大臣政務官 田村委員にお答えを申し上げます。

保険適用というのは、このことのみならず、非常に広範な問題でありまして、一つの原則は、要は、治療法が確立したのから順番に保険適用していくという原則があるわけでありまして、先ほどミラノ基準の話が出ましたが、当時においては、再発がんに関して効果があるというふうなことが医学的に、医学的知見がまだそこまで達していなかったということでもあります。

田村委員のおっしゃる意味は、私も、過去した質問に関連することでありましてよくわかるわけでありまして、けれども、個別に、このことに関しては、さかのぼって保険適用ということはなかなか検討しづらいというところでございます。

○田村(憲)委員 いやもう本当に、らしくないですね。らしくないよ、本当に。検討するぐらい言ってくれてもいいじゃないですか。政治主導でしょう。そんな官僚答弁なんか聞きたくないですよ。本当に残念です。

もうこれ以上この質問はきょうはしませんけれども、これからもこの問題は、山井さん、あなたはやはり、この問題を提起していただいた生みの親なんだから、その責任をちゃんと負って、今行政の責任者をやっているんだから、対応していただきたいというふうに思います。きつくこれは申し上げたいと思います。

次に、C型肝炎の問題。今B型肝炎が和解に向かって動き出したという話でございしますが、話をお聞きすると、原告団にはいろいろな思いがあるようでございます。それはそれといたしまして、C型肝炎。

前もここで御質問させていただきました、去年。なかなかカルテのない方々が、この特別措置法の立法趣旨にそぐわず、動いていないという問題がございします。これは私のところにもいろいろな話があります。

そこで、今、和解判決において、どういう和解状況、どれぐらいの数がどのような状況で出てきているか、これをまず冒頭、お聞かせください。

○長妻国務大臣 今、C型肝炎救済特別措置法の和解のスキームができましたけれども、これにおいては、提訴人員が千六百三十四人、うち和解成立人員は千二百四十九人。ことしの三月末時点であります。

○田村(憲)委員 これをもってして多いか少ないかという判断はなかなか難しいんですが、内容が、この中でどういうものが和解に至っているかというのが実は問題でして、カルテがあつたりだとか明確に証拠があるものというのは、当然、それは和解に向かってすぐ進んでいく。

ただ、これはその後の一律救済のときもそうなんですが、なかなか証拠がないものに対してどうするんだという問題が、この法律をつくる意識の中にやはりあったわけですね。だから、カルテがないときに、カルテがなかったらお医者さんの陳述書等々で何とかならないかとか、フィブリノゲンの納品書か、そういうような在庫資料、こういうもので何とかならないかとか、いろいろな議論をたしかここでもやった覚えが私にありますよ。

そうはいいながら、やはりカルテのない方々というのはなかなか裁判にさえ上げられないという状況になっているという話をお聞きしまして、ええっとびっくりしたわけですよ。それは何でそうなったかというのはなかなか難しいんですけども、結果的に申し上げれば、C型肝炎の基本合意書等々を結んだ、ところが、その基本合意書の中で、医療記録、すなわちカルテないし医師の投薬の証明がない訴訟はすべて取り下げ、裁判所から勧告されているという現状に今なっているというんですよ。

その根拠は何かというと、投薬事実、これについては、投与当時に作成された医療記録、それと同等の証明力を有する証拠に基づいて証明する旨の合意がなされている。これをもってして、要は、医療記録、カルテであります

とか、また医師の証人尋問がなければなかなかこれが通っていかない、和解判決が出ないというようなことがあるようにございます。

そこで、とはいいいながら、実は、証人尋問がなくても和解判決が出ているものもあるという話をお聞きしまして、どのような事実記録、また医者への証人尋問、証人尋問はなかなか難しいんですね。御高齢のお医者様が出てきて尋問、今は行って尋問をするという場合もあるようですが、年を召されてこられて、いろいろなことを聞かれる、尋問と言われると、もうそれでしり込みしちゃってお医者さんもやはりおられる。

そこで、本来は陳述書でいいじゃないかという話があったんですが、では、どういう内容ならば和解判決を得られているのかというのがわかると、これからの裁判が、幅広く救済される、そういうきっかけになるのではないかと私は思っています、この和解裁判の、できればその事件番号がわかると内容がわかってまいりますので、事件番号をぜひとも教えていただければありがたいなというふうに思うんですが、大臣、いかがですか。

○長妻国務大臣 今の問題意識というのは、やはり、カルテ以外について、これももちろん認定をしておりますけれども、それが具体的にどういうものなのか、これがもうちょっとわかるようにしたらいいのではないかと思います。ただ、そのときに、事件番号について公開をするということになりますと、氏名、住所等を含む訴訟記録を閲覧可能とするもので、特定の個人を識別できるということでもありますので、これそのものを公開するというのは適当ではないのではないかと、ただ、御存じのように、QアンドAでかなり細かく、実際の実例に即して、カルテ以外のものについても、これはもうよく御存じだと思いますが、カルテ以外の医療記録も数種類、あるいは医療記録以外の証拠ということについても認めさせていただいているということで、これの周知をさらに進めていくというふうに考えております。

○田村（憲）委員 個人が特定できるから記録が出せないというのは、何かどこかの大臣がいつか答えていたような記憶があるなと思います。それを開示しろということとどこかの委員がいつか言っていた記憶があるななということとを改めて思い返しておりますが、本当は事件記録を出していただくのが一番わかりやすいんですね。例えば、カルテなしであっても、どのような条件がそろえば和解勧告になったのかということがそれによってわかるわけですよ。すると、裁判を提起するときに、また裁判の中で、こういうような証拠書類をそろえれば和解に近づくと。だって、これはもともと、闘うための裁判じゃないわけですから。何とか和解をして、一人でも多く救われるという目的の特別法の中においてやられる裁判でありますから、これは本来、闘う話じゃないんですね。

だから、私は、この事件番号を出していただければ、その訴訟記録がわかりますから、それにおいてより多くの方々が、当時あなた方も主張された、より多くの方々が救われるのではないかとこの観点から申し上げておるのであって、ぜひとも事件番号をお出しいただきたい。

しかし、どうしても出せないと。何か最近、だんだん官僚の皆さんに洗脳されているのかなんという気がするんですが、言っていたことが変わっちゃうのでどうなっているのかなんという気がするんですが、そんなことを幾ら追及していても出ないものは仕方がないので、せめて、ここにガイドラインというのがありますけれども、いろいろ書いてありますよ、外来診療録だとか入院診療録だとか書いてありますが、どのものがそろったときに、これを全部出せというのは無理ですよ、どれとどれがそろったら和解判決が出ているのかとか、そういうのがわかると、これから裁判を進めるのに全然変わってくるわけですよ。

だから、本人が特定できる、そういうような記録は出さなくて結構です。裁判する中において、こういうような医療記録があれば和解判決になっているんだ、これとこれがそろえばなっていますよ、さらにもう少し申し上げれば、例えば医者の陳述書なんかでも、書き方によっても違うと思うんですよ。その当時投薬したかもわからないではだめで、したと思うならばいいとか、そういうことまでわかる文面のものを、ではそちらで抜粋していただいおつくりいただければ、すると、一人でも多くの方が、前例でそれで認められているのならば、認められますよね、一人でも多くの方が救われるのではないかと、私はこう思いますので、そういうものは出していただけますね。大臣、言っている意味はわかりますよね。出していただけますね。

○長妻国務大臣 要は、趣旨としては、別に委員も個人情報を出せという趣旨ではなくて、やはり、具体的にカルテ以外でどういうものが結びついていくのかという、より具体的な話ということだと思いますけれども、これに

ついてQアンドAで、三月三十一日もまた改訂をしまして、つまり、そういう具体的、これもただの机上の空論のQアンドAではございませんで、もちろん実際にそれで認定された方について、QアンドAを今後とも更新していくということで取り組んでまいります。

引き続き、この周知ということについても、これは不足しているということであるとすれば、法務省なども含めて、関係省庁とも周知については相談をしながら、慎重にこれは検討していきたいというふうに考えております。

○田村（憲）委員 QアンドAは、のんびんだらりんと全部書いてあるんですよ、さっきから申し上げているとおり。どれとどれで和解勧告が得られたのかという具体的なものが欲しいので、それがないと、ここに書いてあるものを全部そろえられるわけがない。もともと、これを全部そろえられていれば、もうそれだけで証明されちゃいます。当たり前ですよ。だって、この中に書いてあるんだもの、カルテも。そういうことでしょう。

だから、そんなことを私は申し上げているんじゃないくて、和解になった方が、この中のどれとどれがそろえば和解になっているか、できれば、その中の、例えばお医者さんの陳述書ならば、どういう文面、書きぶりならばそれが和解につながっているかというものを具体的に、もちろん個人が特定される必要はないので、個人はわからなくていいですよ。だから、もとの訴訟記録を出す必要はないので、あなた方がそこは要約して出していただければいいので、大臣、いいですね、それは。きのうは担当の方はそれはできますねという話だったんだけど、大臣、理解できているのかな。それをちょっと約束してくださいよ、ここで。

○長妻国務大臣 これは、QアンドAのあり方についても、更新を必要に応じて、三月にもいたしましたけれども、していくわけでありますので、カルテ等がなくても和解に至ったケースの周知のあり方については、引き続き、関係省庁とも相談しながら、慎重に検討をしていくということであります。

○田村（憲）委員 大臣の答弁、何か安全運転で慎重に慎重に言ってもらうものだから、私ははめるつもりはありませんからね。前に穴を掘っているわけでも何でもないで、これは一緒に、あなた方がやろう、やりたいと言われていることを本当に実現していくために我々も協力したいから、だから一人でも多くの方が救済されるように提案している話で、何もはめようというつもりじゃないので、そうしたら、また後で事務方と話をしますよ。ぜひともよろしく願いたいと思います。

さて、法律案件ではなかったんですが、あなた方がマニフェストの中でやった案件の一つ、私、納得がいかないものがあります。それは、生活保護の母子加算。父親を児童扶養手当の対象にするという法律、これは私は納得しているんですが、母子加算の復活は実は納得していないんです。

そもそも、生活保護の母子加算というものは、一体どういう経緯でできたものですか。

○長妻国務大臣 生活保護の母子加算は、昭和二十四年に創設をされたということで、昭和二十四年といいますと、戦争が昭和二十年に終わりました、やはり戦争でお亡くなりになった未亡人の方、お子さんを抱えておられる方もたくさんいらっしゃった。

そういうような中で、生活保護を受けておられる母子世帯については、特に子供の貧困等々にかんがみて、この制度、考え方ができたというふうに承知しております。

○田村（憲）委員 私もそう聞きました。

それと、もう一点つけ加えますと、子育てしている母親は、当時、同じ生活扶助の基準においても、肉体労働等々している人とそうじゃない人によって、基準額が違っていたというんですよね。子供を育てるお母さんは大変な重労働だから、その分カロリーが必要だろう、だからその分上乘せする必要があるということで母子加算というのができたというふうに厚生労働省の担当の方からお聞きをいたしました。とすれば、今はもう生活扶助の基準額は一緒ですね。だから昔の理屈はもうなくなっているんですね。

それで、戦争未亡人の方で、今母子加算をもらうような対象の方は多分いないだろう。もしかしたら、レアケースで、ひ孫さんを一人で見ているという場合もあるのかもわかりませんが、基本的にはないと思いますよ。

そうすると、そういう流れの中で母子加算をやめようというのがあったわけです。もちろん、消費水準がどうだという調査がありましたよね。あなた方がいろいろ言われた、消費実態調査によるいろいろな問題もありましたが、今回復活をされた。そもそも、母子加算の当初の理由はもうなくなっているんですね、なのに母子加算を今

回復された、この理由は何なんですか。

○長妻国務大臣 我々、野党時代も、母子加算を廃止するときの経緯というの、それに対する検証チームのようなものをつくって、私もその代表のメンバーとして検証させていただきましたけれども、やはり一つは、自民党時代の、社会保障の自然増抑制策の二千二百億円の中で、何とか弾を出したいということで探したということ、その前提となったのが消費の調査ということでありまして、その数値を比べて、一般の母子世帯よりも生活保護を受けている母子世帯の方が支出が多い、こういうようなことでそれが廃止をされたと聞いております。

そのデータについても、我々は、これから検証する必要があるということで、ナショナルミニマム研究会という中で検証しておりますし、それと、支出だけで考えて本当にいいのかどうか。高校進学率あるいはうつ病の罹患率などなども含めて、一般の世帯との違い。あるいは、当然、生活保護というと、貯金とか親族からの支援とか、そういうミーンズテストという厳しいチェックが入るわけでありまして、それを一概に比べて、金額だけのデータでいいのか、こういうような問題意識がありまして、我々としては復活をしたということでありまして。

○田村（憲）委員 いろいろと言われましたけれども、まず、前の政府がやった全国消費実態調査、六万世帯。この中から、最終的には数十サンプルになった、数が少ないからこんなものは当てにならないと当時あなた方は言われたけれども、今、これ自体がやはり正しくなかったというふうにおっしゃられるのか。それはそれとして、消費実態はそうだったかもわからないけれども、今おっしゃられたみたいに、うつ病の罹患率が高いだとかいろいろなほかの要素があるから、だから母子加算を復活したという話なのか。そこはどういうことなんですか。

○長妻国務大臣 今おっしゃられた中の、二つ、その一つは、消費の調査自体について、サンプル数の問題とか、あるいはその消費の、一般の母子家庭の定義というのが、おじいちゃん、おばあちゃんとも一つの世帯、屋根の下で住んでいる者も、それを切り出して、そういう調査の数字があるということについての検証が必要だというのが一点と、もう一点は、先ほど申し上げましたようなお金以外のいろいろな要素があるということでありまして。

○田村（憲）委員 うつ病の罹患率が高いと何で母子加算しなきゃいけないか、よく理解できないんですけども、それはうつ病防止だとかいろいろなところにお金をかければいい話であって、それで母子加算をしなきゃいけないという理屈づけにはならないというふうに私は思います。

ましてや、うつ病で働けないからその分を上乗せするんだよという話ならば、多分、うつ病以外にも、ほかの病気でも働けない方々はたくさんおられる。そういう方々が母子家庭でない場合、片親家庭じゃない場合、ではそれに対して母子加算のようなものがあるのかどうか。これは甚だ疑問で、ないでしょう。だから、何をおっしゃられているのか、全く理屈が、よくわからない。

そして、今、全国消費実態調査が当てにならないというお話でございましたが、ならば同じものをやっていたらいいんじゃないでしょうか。母子家庭、このときには、最終的には、五段階で、母一人子一人の中で三番目に所得が低いのかな、上から三番目かな、三十二サンプルを持ってきてやったというふうに記憶しておりますけれども、これにかわるものをやっただけということをここで約束していただいて、実績とか実態を我々にお示しいただけるといふことになるんだらうと思うんですが、その約束。

それからもう一つは、当時よく、母子家庭の平均年収が二百十三万円、こういう話でございました。東京は、母子家庭三十万もらえるんですよ、母子加算復活したらもう三十何万になりますよ、だからこれは余りにもひどいじゃないかという話があったんですが、二百十三万なる数字が、では、東京は平均じゃないだらうという話が当時の民主党の中にもあったと思うんですね。

これは、各地域で同じような数字を出していただいて、もし本当に、東京が、働いている母子家庭の平均年収が二百五十万ぐらいで、こちら、もらえる方は三百何十万なんという話になると、これはやはりちょっと考え直さなきゃいけない部分があると思うんですよ。ですから、そういうものを細かくやっていただく必要があると思うので、今申し上げたような調査を早急にやっていただけるといふふうにお約束いただけますね。

○長妻国務大臣 今、後段の話の数字というのは、たしか、住宅に対する手当というか、それが満額の場合という前提もあったやに記憶しておるんですけども、調査ということではありますが、今、ナショナルミニマム研究会というところで、生活保護も含めた最低限度の生活基準というのはどうあるべきなのかということについて、これは例えばレシートを一つ一つ見ながら実態を把握するなどなど、新たな基準づくりに取り組んでおりますので、

その中で検討していくということでもあります。

○田村（憲）委員 それはいいですけども、今私が申し上げたような部分の問題、これもちゃんとその中でお答えを出してください。全然違うものが出てきて私が今聞いたようなものが対比できなかったら意味がないので、私は母子加算のことを言っているのです。

そもそも、子供の育ちに対して着目した例の高校の就学費でありますとか学習支援費、こういうのをつけたわけですよ、母子加算をなくすかわりに。今回、これがついたまま母子加算がそのまま戻っているんですよ。それがいいか悪いかというのは別の議論だと思いますが、精神としては、やはり子供の育ちに着目するというのが私は大事だと思うんです。

だって、母子加算だったら、これはつかみ金で何に使われるかわからないんですよ。今、進学率が悪いと言われてたけれども、それは、母子家庭で塾に行けないというならば、例えば学習支援費を、かかった分を大幅に支払えるようにしてあげれば、塾に行った子供にはちゃんと払えるわけでしょう。でも、今の話だと、母子加算は、渡し金でばんと渡しちゃうと何に使われているかわからないんですよ。

だから、今言われたようないろいろな問題があるのならば、それに細かく対応ができるような形でお金をつけた方が、よほど私は意味があると思う。何か子ども手当のときのことを思い出すんですよ。必要なものにお金をつけてあげるということの方が、生活保護家庭の母子家庭の皆さんにとってもそれは大きな意味があるというふうに私は思います。

何よりも、最後に申し上げたいのは、片親だけじゃなくて、両親いたって、どうしても働けなくて大変困っておる方はたくさんあるんですよ。そこにはこの加算はつかないんですよ。そこでは子供たちはやはり学習費用はないんですよ。塾には行けないでしょう、母子加算つかないから。

こういう不公平も実は母子加算を復活することによって生まれてくるということも念頭に入れていただきながら、この制度をもう一度、これから社会保障制度、特に生活保護制度を見直すという話ですから、その中で改めていただきたいというふうに思いますが、最後に何かあれば。なければもう結構です。

○長妻国務大臣 やはり、一人親の貧困率あるいは子供の貧困率というのは、先進国の中でも日本は非常に高い部類に入りますので、子供に着目をした支援策というのが今まで不足をしていたというのは、これは多くの方が認められると思いますので、そういう観点から、全体の子育てあるいは社会保障像というのをこれからきちっと詰めていきたいと思えます。

○田村（憲）委員 終わります。